なく入札参加企業自らが事業者（大学との契約当事者）となることを選択できるものとする。なお、入札参加グループで参加する場合は、入札参加グループの構成員の中から入札参加手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

② 入札参加グループは、入札への参加に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。

③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を委託し又は請け負わせることを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。

④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者及び民間附帯事業（任意）に当たる者（民間附帯事業（任意）を提案する場合に限る。）が必ず含まれていること。

2）入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

① 「名古屋大学契約事務取扱細則」（平成16年４月１日細則第88号）第３条及び第４条の規定に該当しない者であり、かつ同細則第５条に規定する資格を有する者であること。

② 「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者にあっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

③ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）又は「名古屋大学が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」（平成16年４月１日要領第２号）等に基づく指名停止措置を受けていないこと。

④ 大学が本事業について、アドバイザリー業務を委託した株式会社佐藤総合計画（東京都墨田区）並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザリー業務において提携関係にある石井法律事務所（東京都千代田区）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がない者であること。

⑤ 最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者であること。

⑥ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。

⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3）入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者及び民間附帯事業（任意）に当たる者（民間附帯事業（任意）を提案する場合に限る。）は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

① 設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者であること。ただし、競争参加資格確認申請書を提出する際に同認定を受けていない者は、平成27・28年度に係る同認定を受けていることを示す書類を提出し、平成29・30年度に係る同認定を受けたときは速やかに同認定を受けていることを示す書類を提出すること。なお、平成29・30年度に係る同認定を受けていることを示す書類は、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに同書類を提出しなかった入札参加企業又は入札参加グループの入札は無効とする。

イ 経営状況が健全であること。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく１級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成13年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す設計業務を実施し完了した新営建物の設計の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ 建物用途 宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、医療法上の病院、研修施設等（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ 建物規模 地上３階以上かつ延べ面積2,000㎡以上

※ ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務における、設計実績（企業）が必要となる。

カ 平成13年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。管理技術者は１級建築士とし、主任担当技術者について、建築分野・構造分野を担当する者は１級建築士、電気設備分野・機械設備分野を担当する者は１級建築士又は建築設備士とする。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ａ 建物用途 宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、医療法上の病院、研修施設等（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ 建物規模 地上３階以上かつ延べ面積2,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当業務）

※ ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務における、設計実績（技術者）が必要となる。

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文